

【別添】県からのお願い

野鳥との接し方について

- 死亡した野鳥など野生動物は、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、お近くの地域県民局や市町村にご連絡ください。

各地域県民局の連絡先（地域農林水産部林業振興課）

- | | | | |
|--------|--------------|--------|--------------|
| ○ 東青地域 | 017-734-9962 | ○ 西北地域 | 0173-72-6613 |
| ○ 中南地域 | 0172-33-3857 | ○ 上北地域 | 0176-24-3379 |
| ○ 三八地域 | 0178-23-3595 | ○ 下北地域 | 0175-23-6855 |

- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後は、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。